



中野市既存住宅エネルギー自立化補助金のご案内

中野市では、地球温暖化防止対策の一環として、自家消費型再生可能エネルギーの活用促進を図るため、既存住宅への住宅用太陽光発電システム及び蓄電システムの設置者に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

この補助金は、国や長野県の補助制度との併用が可能です。詳しくは、市の公式ホームページ又は申請窓口（生活環境課）にてご確認ください。

◇補助対象者

以下の要件をすべて満たす方（個人）が対象となります。

○市内に住所を有し、市税等の滞納がない方（個人）。

○自ら所有かつ居住する**既存住宅**（店舗、事業所等と兼用する住宅を含む。）に、**未使用品**の太陽光発電システム・蓄電システムを設置しようとする方。

※既存住宅：住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項に規定する新築住宅に該当しないもの

◇対象事業（設備）と補助金額等

対象事業（設備）	対象経費	補助金額等
○太陽光発電システム及び蓄電システムの同時設置	対象設備（未使用品）の購入及び設置工事に要する費用 （ただし、他の補助金等の交付を受ける場合は、その交付金額は含めない。）	対象経費の1/2以内 限度額 15万円
○蓄電システムの設置 （ただし、既に太陽光発電システムを設置している場合のみ。）		対象経費の1/2以内 限度額 10万円

※原則として、補助金の交付は既存住宅1軒につき1回限りとします。

太陽光発電システム：太陽光エネルギーを電力に変換し、電力を供給するために構成された装置及びこれに附属する装置

蓄電システム：充電によって繰り返し使用することができる電池及びこれに附属する装置

◇申請方法

交付申請書及び必要な添付書類を、**設置前（工事着工前）**に、市役所生活環境課へ提出してください。

必要書類の様式は、市の公式ホームページに掲載しています。

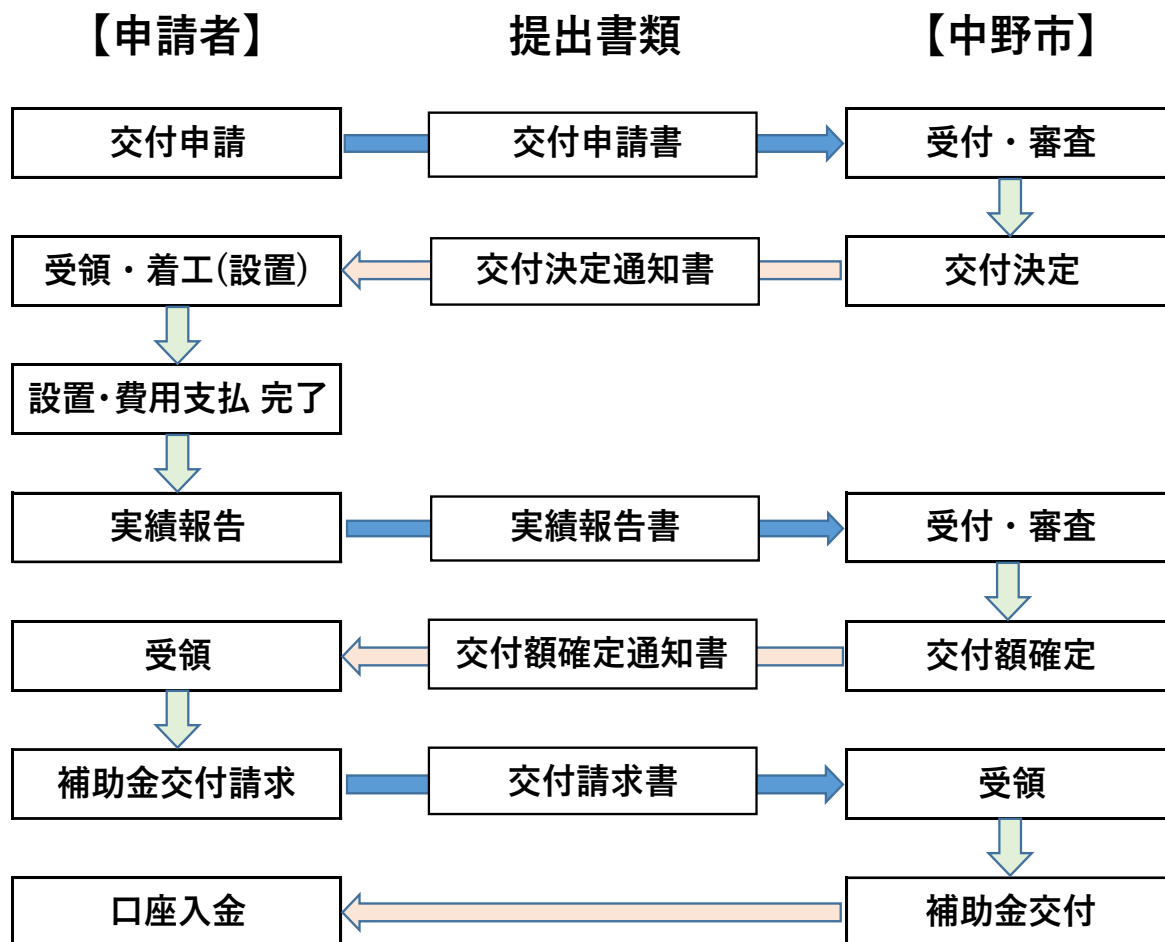
◇実績報告

実績報告書及び必要な添付書類を、設置・**支払いが完了**した日から30日以内、又は年度末においては2月末日のいずれか早い日までに、市役所生活環境課へ提出してください。

（裏面へ続く）

◇手続きの流れ

所定の様式で、必ず設置前（工事着工前）に申請してください。



◇注意事項

- ① 設置前（工事着工前）に交付申請書を提出してください。申請前の設置（着工）は補助の対象外になります。
- ② 交付申請した年度内に設置・支払いを完了し、速やかに実績報告書を提出してください。年度をまたいでの補助金交付はできませんので、注意してください。
- ③ 補助金は予算額に達し次第、受付を終了いたします（先着順）。申請を希望される方はお問い合わせください。

◇財産処分の制限

原則として、この補助金を利用して設置した設備等は、その耐用年数を経過するまで、補助金交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、又は担保に供してはいけません。

問合せ先

中野市 くらしと文化部 生活環境課 環境係
TEL 0269-22-2111（内線247）
FAX 0269-22-5923